

## 令和8年度「介護職員等処遇改善加算」の算定について

### ①加算を受給する介護サービス・加算率

介護サービス	介護職員等処遇改善加算【届出区分】			
	令和8年4、5月		令和8年6月以降	
特養	加算Ⅰ	14.0%	加算Ⅰイ	16.3%
ショート	加算Ⅰ	14.0%	加算Ⅰロ	17.6%
デイ	加算Ⅰ	9.2%	加算Ⅰロ	12.0%

### ②加算の算定要件（キャリアパス要件・職場環境要件・見える化要件）

キャリアパス要件として	I	職員の職位・職責又は職務内容等に応じた賃金体系等を定めている。				
	II	研修の機会を確保し、資格取得のための支援（初任者研修で1万円、実務者研修で2万円を補助等）を実施している。				
	III	一定の基準に基づく昇給を実施している。				
	IV	介護福祉士等の配置要件として、サービス類型ごとに、各加算区分の届出を行っている。				
	特養	日常生活継続支援加算Ⅱ	ショート	サービス提供体制強化加算Ⅱ	デイ	サービス提供体制強化加算Ⅱ
職場環境等要件として	入職促進	理念・基本方針・心構えを明確化している。／ 職場体験の受入れや地域行事に参加している。				
	資質の向上	定期的な面談・相談の機会を確保している。／ 介護福祉士取得を目指す職員に対し実務者研修等の受講を支援している。				
	両立支援	子育てや家族の介護等と仕事の両立のための休業制度等を設けている。／ 短時間勤務制度等を設けている。				
	健康管理	短時間職員も含め全職員に健康診断等を実施している。／ 事故対応マニュアル等を作成している。				
	生産性向上	業務改善を進めるための委員会の設置 / 現場の課題の見える化 / 介護ソフトの導入等 を行っている。				
やりがいの醸成	全体職員会議等で法人の理念等を案内している。／ カンファレンス等においてケアの方針や内容を検討・改善している。					
見える化要件として	ホームページへの掲載を実施している。					